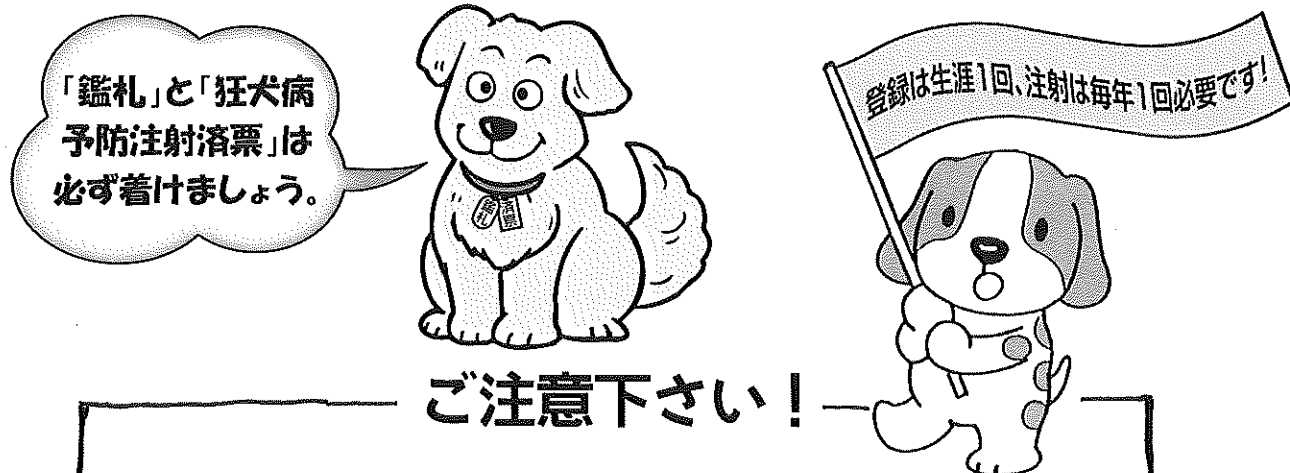


～犬の登録と狂犬病予防注射について～

狂犬病は、人畜共通感染症（人も動物も同じく感染する病気）の中でも最も恐ろしい病気のひとつです。幸い日本では、昭和32年以降発生はありませんが、2020年にフィリピンから来日した方が、現地で犬に咬まれ、日本に入国後に狂犬病を発症して死亡する事例があったように、アジア諸国をはじめ多くの国々で今なお多く発生しています。外国との交流が盛んになり、いろいろな動物が輸入されている昨今、いつ日本に狂犬病が侵入してくるかわかりません。

この恐ろしい狂犬病が日本で再び発生することがないように、「狂犬病予防法」により飼い犬の登録と飼い犬に対する狂犬病予防注射の接種が義務づけられているのです。



ご注意ください！

犬の飼い主には、

- (1) 現在居住している市町村に飼い犬の登録をすること
- (2) 飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること
- (3) 犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること

が法律により義務付けられています。

令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬及び猫にマイクロチップを装着するとともに、環境省「犬を猫のマイクロチップ情報登録」システムにマイクロチップ情報を登録することが義務化されました。

滝沢市ではこの制度が適用されます。

(狂犬病予防法の特例制度)

あらかじめ環境大臣にマイクロチップ登録情報の通知の求めを行った市町村に所在する犬については、当該マイクロチップ情報の登録が狂犬病予防法に基づく犬の登録の申請とみなされ、その犬に装着されているマイクロチップは狂犬病予防法に規定する鑑札とみなされることとなります。

手続きについては、お住まいの市町村にお問合せください。

犬を登録し、狂犬病予防注射を受けさせることは、飼い主の社会に対する責務です。

＝ 岩手県環境生活部・保健所 ＝

問い合わせ： 滝沢市 環境課 ☎ 656-6510

狂犬病に関するQ&A

Q1 狂犬病は人にも感染しますか？

A1 狂犬病は、すべての哺乳類に感染することが知られており、もちろん人も例外ではありません。人も動物も発症するとほぼ100%死亡しますが、人では感染後（咬まれた後）にワクチンを連続して接種することにより発症を防ぐことができます。

Q2 人はどのように感染しますか？

A2 主に狂犬病に感染した動物に咬まれたとき、唾液中に含まれるウイルスが傷口より体内に侵入することにより感染します。



Q3 狂犬病が発生している国はどこですか？

A3 狂犬病は、日本、英国、オーストラリア、ニュージーランドなどの一部の国々を除いて、全世界に分布します。つまり、海外ではほとんどの国で感染する可能性のある病気です。

Q4 どのくらいの人が狂犬病に感染して亡くなっているのですか？

A4 2017年の世界保健機関（WHO）の推計によると、世界では年間におおよそ5万9千人の人が亡くなっています。また、このうち3万5千人以上は、アジア地域での死亡者と言われています。

Q5 狂犬病に感染した犬はどのような症状を示しますか？

A5 狂騒型と麻痺型と言われるタイプがあり、狂騒型では、極度に興奮し攻撃的な行動を示します。また、麻痺型では、後半身から前半身に麻痺が拡がり、食物や水が飲み込めなくなります。

犬の飼い主の皆様へ

◆守ってますか？ルールとマナー

- ◆ けい留して飼いましょう
県条例により犬の放し飼いは禁止されています。
散歩の時も、きちんとリード等をつけましょう。
- ◆ 所有者明示をしましょう
飼い犬が行方不明になってもすぐに飼い主が分かるように、首輪に鑑札や迷子札をつけましょう。飼い犬が行方不明になった時は、保健所や警察に連絡して下さい。マイクロチップを装着していると、飼い主の元へ返還できる可能性が高まります。
- ◆ 繁殖制限をしましょう
不幸な命を増やさないために、繁殖を希望しない場合は、不妊手術や去勢手術を行いましょう。
- ◆ 散歩中のふんは片付けましょう
散歩の時はビニール袋等を持参し、飼い犬のふんを入れて持ち帰り始末しましょう。おしっこを人家の門や玄関先などでさせないようにするのも当然のマナーです。